

令和8年度

学校体育施設(体育館)の開放利用団体希望登録の手続きについて

草津市立の学校体育施設(体育館)をスポーツ等の活動場所として、学校教育の支障のない範囲で開放します。学校教育、PTA全体の事業、学区全体の行事、各学区の体育振興会や総合型地域スポーツクラブの利用が優先となります。これらを除き定期的な利用を希望する場合は以下の手続きが必要です。

☆登録希望検討の際の注意事項

- 小学生以下の登録者については、原則“小学校の19:30～21:30の時間帯”および、“中学校”の利用については、教育的配慮から開放いたしません（登録もできません）ので趣旨を御理解のうえ、御利用を宜しくお願いします。
- 各学区の体育振興会や総合型地域スポーツクラブの利用による開放中止枠は登録希望できません。詳細は「7. 優先利用による開放中止枠」を参考にしてください。
- 来年度、学校施設工事により体育館・駐車場利用に影響が出る学校があります。詳細は「8. 学校開放事業に影響する令和8年度工事について」を参考にしてください。
- もっぱら営利を目的とする利用はできません。
- 利用実績が著しく低いことが分かった場合、取消しさせていただく場合があります。

1. 登録について

- ①対象：【こども優先枠】スポーツ少年団や小学生を含む団体
【一般団体枠】小学生を含まない中学生以上の団体（こども優先枠以外）
※いずれの枠でも10名以上の団体で、そのうち7割以上が草津市に在住、通勤、通学であり、成人監督者がいる団体であることが必要です。
- ②登録料：高校生以上 1人あたり2,500円（1枠あたり）
- ③登録希望調書および登録希望者名簿の提出：別紙様式①、②を1団体につき1枚記入し、申込期限までにスポーツ推進課へ提出（次ページ「3. 申込先・申込方法」参照）したうえで調整会議に出席してください。

2. 開放校と利用可能時間

学校名	利用可能時間枠
(志津小学校) ^{※1}	
志津南小学校	
草津小学校	
草津第二小学校	
渋川小学校	
矢倉小学校	
(老上小学校) ^{※1}	
(老上西小学校) ^{※1}	
玉川小学校	
南笠東小学校	
(山田小学校) ^{※1}	
笠縫小学校	
笠縫東小学校	
常盤小学校	

※1：志津小、老上小、老上西小、山田小の体育館についての登録事務および利用調整は、各学区の地域スポーツクラブ又は学区体育振興会が行います。詳しくは下記連絡先までお問い合わせください。

志津小：080-6150-2504（担当：小野澤）
老上小・老上西小：080-6175-8179（担当：古市）
山田小：080-1460-8901（担当：久泉）
★ 各小学校により調整会議の日程が異なります。

学校名	利用可能時間枠
(草津中学校) ^{※2}	【月～日】 ^{※3}
高穂中学校	3～5月 19:00～21:30
玉川中学校	6～8月 19:30～21:30
松原中学校	9～11月 19:00～21:30
新堂中学校	12～2月 18:00～21:30

※2：草津中についての登録事務および利用調整は、「NPO 法人 くさつ健・交クラブ」が行います。詳しくは下記連絡先までお問い合わせください。

草津中：090-8938-9668 (担当：中野)

★ 調整会議の日程が異なります。

※3：中学校は部活動の時間帯の関係から、利用可能時間が季節により変動します。また、中学校は各曜日、各校とも半面ずつ2団体での利用となります。

3. 申込先・申込方法

様式①「登録希望調書」様式②「登録希望者名簿」を下記まで、Eメールか郵送、FAXで提出してください。FAX、Eメールによる申込の場合は、必ず送信後に電話にて下記まで確認をしてください。様式は市ホームページからダウンロードできます。

〒525-8588 草津市草津3丁目13-30
草津市教育委員会事務局 スポーツ推進課（市役所 6階）
TEL：077-561-2432
FAX：077-561-2488
メールアドレス：sports@city.kusatsu.lg.jp
ホームページ：<https://www.city.kusatsu.shiga.jp/>

提出時の注意点！

- 郵送、FAX、Eメールで提出され、当課に届いていなかった場合、確認の電話をいただいているければ未提出扱いとなります。必ず確認の電話をしてください。

●利用団体の中から学校体育施設開放運営委員を決定します。立候補される方は、希望調書の「学校体育施設開放運営委員への立候補の希望」で「はい」に○をしてください。

立候補者がない場合は、草津市教育委員会事務局 スポーツ推進課が抽選で決定し後日該当者へ御連絡致しますので予めご了承下さい。

※運営委員会とは、草津市立学校体育施設の開放に関する規則（昭和52年草津市教育委員会規則第11号）第3条第2項の規定に基づき、必要な事項を定めるものです。各校につき1名の利用者代表を選出いただいております。職務は次のとおりです。

- (1) 施設利用促進に関すること。
- (2) 適正な施設利用に関すること。
- (3) 利用者の利用状況に関すること。
- (4) その他開放事業運営に関すること。

様式記入上の注意点！

- 団体名・代表者名のみを変更する等、類似した団員構成で別団体として、申請および登録することは固くお断りします。
- 活動意思のないメンバーの登録は御遠慮ください。
- 提出いただいた書類に不正があると当課が判断した場合、年度途中であっても取消しする場合があります（過去に、類似した団員構成で別団体として書類の提出があり、書類を無効とした団体があります。）。

4. 申込期限

令和8年1月23日（金） 16時45分必着【期限厳守】

注意！

- 申込期限内の訂正は随時受け付けますが、申込期限後に到着した郵便、Eメールは受付いたしませんので注意してください。

5. 申込期限後の変更受付（変更可能期間）

円滑な利用調整ができるように、申込期限後に変更のみを受け付ける期間を設けます。登録希望調書の受付状況については、令和8年1月30日（金）13時00分以降に、窓口および草津市ホームページで公開しますので確認してください。

- (1) 変更方法：別紙様式③をスポーツ推進課に直接か、FAX、Eメールで提出してください。
(電話での変更受付はできませんので、注意してください。)
- (2) 変更期間：令和8年1月30日（金）13時00分～2月3日（火）12時00分必着【期限厳守】
- (3) 対象：利用希望が重なっている団体（希望が他団体と重複していない団体は変更できません）
- (4) 変更先：変更先については、空き枠（第一希望から第四希望まですべてに申請団体がいない枠）に変更する場合のみ可能です。
* 変更後の受付状況は令和8年2月6日（金）13時00分以降に、窓口および草津市ホームページで公開しますので確認してください。

注意！

- 期間中は、他の変更希望団体と変更先が重なっても受付しますので、変更することで利用希望が確定するわけではありません。（先着順ではありません）
- FAX、Eメールによる提出をされる場合は、必ず電話で到着の確認をしてください。

6. 各学校体育施設開放調整会議の日程等について

- (1) 案件
 - ① 令和7年度学校体育施設開放推進事業を終えての利用上の注意事項について
 - ② 令和8年度学校体育施設利用調整について
- (2) 調整会議日時・会場

（武道館の調整会議も同時に開催いたします。）

開催日	対象	会場
令和8年2月9日（月） 19時00分から	こども優先枠団体	
令和8年2月12日（木） 19時00分から	一般団体枠団体	市役所8階 大会議室
令和8年2月25日（水） 19時00分から	第2次調整会議	

注意！

- 希望する枠の利用が確定している場合でも利用にかかる厳守事項等の説明をさせていただくため、参加が必要となります。
- 会議中の出席確認時に不在の場合、欠席とみなし、欠席された希望校については無効になりますので注意してください（キャンセル扱い）。
- 利用希望回数（一週間のうち利用したい回数）より多く利用日が取れてしまった団体については自動的に下位の希望日を消去いたします。
【例】週2回利用希望で、利用調整の結果、第三希望まで取れてしまった場合
→ 第三希望を自動的に消去し、空き枠とします
- 会議に出席の際は、通用口（守衛室）で会議名簿にチェック後、中央エレベーターから8階までお上がりください。退席時も通用口（守衛室）で退席チェックしてからお帰りください。

7. 優先利用による開放中止枠

総合型地域スポーツクラブの定期的な利用により、令和8年度は以下を開放中止枠とします。よって以下
の枠は希望申請できませんのでご注意ください。

学校名	曜 日	時 間	内 容
草津小学校	毎週金曜日	17:30～19:30	くさつ健・交クラブ
		19:30～21:30	
	毎週土曜日	9:00～12:00	
	毎週日曜日	13:00～17:00	
		17:30～19:30	
草津第二小学校	毎週木曜日	19:30～21:30	
南笠東小学校	毎週日曜日	19:30～21:30	体育振興会による活動

8. 学校開放事業に影響する令和8年度工事について

令和8年度に予定される施設工事のうち、学校開放事業への影響が予想されるものを次頁に挙げております。工事に伴う開放中止・利用制限期間等については、現段階で把握できるものであり、変更、追加の可能性があります。該当校への利用希望については、工事による影響があること、登録料の返金はないこと、工事による開放中止は振替できないことを了承された団体のみ登録希望調書に記入してください。

- 工事によって**体育館・駐車場**の利用に影響が出る学校（計画は変更される場合があります）

R 7.12月現在

学校名	開放中止・利用制限予定期間	工事内容
志津小学校	7月～9月 グラウンド…利用制限 駐車場…利用制限	樹木伐採工事 ※・グラウンドの一部の樹木も伐採予定のため、一時的に使用できなくなる可能性あり。

志津南小学校	7月～10月 グラウンド・・・利用制限 駐車場・・・利用制限	グラウンド改修工事 ※・工事期間中はグラウンド使用不可。 ※・体育館前の駐車場については通常通り利用可能。
草津小学校	7月～9月 駐車場・・・利用制限	消火設備改修工事・空調設備改修工事 ※・駐車場は工事車両の駐車スペースの関係で使用制限あり。
草津第二小学校	7月～9月 駐車場・・・利用制限	受水槽改修工事 ※・駐車場は工事車両の駐車スペースの関係で使用制限あり。
矢倉小学校	6月～9月 駐車場・・・利用制限	非構造部材改修工事・トイレ改修工事 ※・駐車場は工事車両の駐車スペースの関係で使用制限あり。 ※・実施時期については長期休暇を踏まえて実施予定。
老上小学校	7月～2月 駐車場・・・利用制限	仮設校舎建築工事 ※・駐車場が工事ヤードとなるため利用不可。 ※・代替えとしてグラウンドに駐車場を設ける予定。
	7月～9月 駐車場・・・利用制限	受水槽改修工事・高架水槽改修工事 ※・駐車場は工事車両の駐車スペースの関係で使用制限あり。
老上西小学校	7月～9月 体育館・・・利用制限 駐車場・・・利用制限	体育館内壁修繕 ※・駐車場は工事車両の駐車スペースの関係で使用制限あり。 ※・長期休暇中に工事を実施するため使用不可。 ※・体育館の利用条件など見直すことも検討中。
南笠東小学校	4月～11月 グラウンド・・・利用制限 駐車場・・・利用制限	仮設校舎建築工事 予防改修2期工事 ※・駐車場は一部を工事ヤードとするため使用制限あり。 ※・工事が完了し、仮設校舎が撤去するまではグラウンドの利用に制限あり。
	6月～10月 駐車場・・・利用制限	体育館棟トイレ改修工事 ※・体育館トイレが使用することが出来ず、仮設トイレを使用していただくことになります。 ※・駐車場は工事車両の駐車スペースの関係で使用制限あり。
玉川小学校	7月～9月 駐車場・・・利用制限	給水設備改修工事 ※・駐車場は工事車両の駐車スペースの関係で使用制限あり。
	7月～9月 12月～1月 駐車場・・・利用制限	受変電設備改修工事 ※・停電作業のため学校全体の電気設備に影響あり。 ※・駐車場は工事車両の駐車スペースの関係で使用制限あり。 ※・実施時期については長期休暇を踏まえて実施予定。
高穂中学校	4月～6月 駐車場・・・利用制限	空調設備改修工事 ※・駐車場は工事車両の駐車スペースの関係で使用制限あり。
	7月～2月 駐車場・・・利用制限	外壁・屋根改修工事 ※・駐車場は工事車両の駐車スペースの関係で使用制限あり。

老上中学校	7月～9月 駐車場・・・利用制限	空調設備改修工事 ※駐車場は工事車両の駐車スペースの関係で使用制限あり。
玉川中学校	7月～9月 駐車場・・・利用制限 12月～1月	受変電設備改修工事 ※・停電作業のため学校全体の電気設備に影響あり。 ※・駐車場は工事車両の駐車スペースの関係で使用制限あり。 ※・実施時期については長期休暇を踏まえて実施予定。
松原中学校	7月～9月 駐車場・・・利用制限	空調設備改修工事・消火設備改修工事・自転車駐輪場屋根等修繕工事 ※・駐車場は工事車両の駐車スペースの関係で使用制限あり。

・その他、運動会（5月又は10月）、ふれあいまつり（11月）、卒業式（3月）等、準備を伴う行事や、お盆期間、年末年始期間は、連続して開放中止させていただく場合がございますので、予め御了承ください。